

生活支援サービス利用契約書

サービス付き高齢者向け住宅「サンベストビレッジ浮間公園」

生活支援サービス利用契約書

貸主 (甲) : 株式会社 サンベスト東信

東京都板橋区舟渡一丁目19番9号

借主・入居者 (乙) : 様

同居者 (乙) : 様

連帯保証人 (丙) :

サービス付き高齢者向け住宅「サンベストビレッジ浮間公園」の入居者との間において提供する生活支援サービスについて、(株)サンベスト東信と、生活支援サービス契約を下記のとおり締結いたします。

第1条(生活支援サービスの内容)

甲が乙に提供する生活支援サービスの内容の詳細は、生活支援サービス重要事項説明書(以下「重要事項説明書」という)に記載します。

1. 生活支援基本サービスは、生活相談、安否確認、緊急時の対応、フロントサービスを提供します。
2. 緊急時、急な体調不調時、急用時は、ご家族へ連絡します。状況に応じて病院への搬送をおこないます。(交通費実費は別途)

第2条(生活支援選択サービス)

1. 買物代行及び家事援助

コーディネーター又はスタッフが買物及び家事援助を代行又は一緒に行い対応します。買物等に必要な現金はその都度、お客様からお預かりします。
なお、介護保険の対象の方については介護保険サービスにて対応いたします。

2. 健康管理

- ① スタッフによる血圧・体温測定等、また健康に関する相談をお受けします。
- ② 連携医療機関による定期訪問診療の立会、連絡、相談をお受けします。診察料、検査料、処方箋などの費用は別途実費負担となります。
- ③ 介護保険の居宅療養管理指導または訪問看護のご利用者様は、介護保険の自己負担分およびその他医療にかかる費用については、ご利用者様のご負担となります。

3. 通院時の付添い

原則はご家族の方をお願いしますが、不可能な場合は対応します。乗り物は介護タクシー等の営業車を使用することとし、交通費は別途ご利用者様のご負担となります。

4. 所在不明時の対応及び関係機関への連絡

安否確認の際にご本人様の所在が不明な事態になった際には、ご家族様へ連絡し対応の確認を致します。

5. 手紙・各種書類・送付状等の代筆

ご家族へのお手紙等の代筆（パソコン等によります）、書類の整理等を承ります。

6. 食事の提供

食事の契約者に対し提供し、1日2食（朝・夕）を基本とします。なお食事時間・代金は以下のとおりです。（税込、軽減税率8%対象）

朝食 午前7時00分～午前8時30分まで 1食 : 360円

夕食 午後5時30分～午後7時00分まで 1食 : 620円

※ 居室への配膳及び、下膳をご希望のかたには、配膳料1回60円・下膳料1回40円をいただきます。

※ 食事の時間はご利用者様の状況により、変更になる場合があります。

※ キャンセルの場合は前日の17:00迄に知らせてください。それを過ぎますとキャンセル料（実費）をご負担いただきます。

第3条（入室）

甲はあらかじめ乙の委託により甲が鍵を預かっている場合に限り、そのサービスの提供のために必要な範囲において入室することができるものとします。

第4条（利用料金）

1. 生活支援基本サービスは、月額33,200円（税込）とします。

2. 生活支援選択サービスの利用料金は、生活支援サービス重要事項説明書に記載の通りです。

毎月1日から末日分を甲は計算をし、乙に翌月15日までに請求します。乙は甲が指定する口座に末日までに振込、又は口座振替、又は現金にて支払うものとします。なお、振込手数料は、乙の負担とし他の利用料金も同様とします。

第5条（甲 サンベスト東信の責務）

甲は本契約書に基づき提供した生活支援サービス請求書を乙に提出し、乙が利用したサービス内容を確認するものとします。

1. 甲は、サービスの提供に関する諸記録を作成し、契約終了後2年間保存します。

2. 甲は、乙から閲覧についての書面による申出があった場合において、甲の指定する場所に限り、閲覧を認めるものとします。

第6条（乙 ご利用者様の責務）

乙は甲が本契約書に定める生活支援サービスを提供するために必要な個人情報等を甲に提供するものとします。

第7条（守秘義務）

甲は本契約書に基づき知りえた事項につき守秘義務を持つものとします。本契約解約後も同

様とします。

ただし、本契約期間中に乙または丙から依頼を受け、医療機関や介護サービス提供事業者などと連携する場合は、乙の同意を得て必要最小限度の個人情報を提供します。

第8条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日から賃貸契約が終了したときまたは乙が死亡したときまでとします。

第9条（事業者からの契約解除）

1. 甲は、乙の行動が他のご利用者様の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常的生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができます。
2. 前項の場合、事業者は次の手続きをおこないます。
 - ① 一定の観察期間をおくこと。
 - ② 主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聴くこと。
 - ③ 契約解除の通告について一ヶ月の予告期間をおくこと。
 - ④ 前号の通告に先立ち、ご利用者様本人の意思を確認すること。
3. 甲は、乙が正等な理由なく甲に支払うべきサービス利用料を3ヶ月以上滞納した場合において乙に対し、相当の期間を定めてもなお期間内に滞納額の全額の支払がないときは、この契約を解除することがあります。

第10条（ご利用者様からの中途解約）

乙は、甲に対して、1カ月の予告期間をおいて文書で通知することにより、本契約を解除することができます。

第11条（緊急時の対応等）

甲は、生活支援サービスを利用している乙に緊急な事態が生じた場合又は必要があると判断した場合は、緊急時マニュアルに応じて対応し、必要な措置を講じます。

第12条（賠償責任）

甲は、生活支援サービスに伴って、甲の明らかな過失により事故が発生し、乙の生命、身体、財産に損害が生じた場合は、乙に損害責任を負います。但し、戦争、暴動、天災地変、その他不可抗力、及び甲に過失などが無い場合、甲は損害の賠償責任を負いません。

第13条（連帯保証人）

- 1 連帯保証人（以下「丙」という。）は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとします。本契約が更新された場合においても、同様とします。
- 2 前項の丙の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とします。

- 3 丙が負担する債務の元本は、乙又は丙が死亡したときに、確定するものとします。
- 4 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、生活支援サービス費の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

第14条(相談・苦情対応)

甲は窓口を設置し、乙の相談、生活支援サービス事業に係る要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応します。

第15条(重要事項説明確認)

契約の締結に当たり、甲は乙に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとします。

第16条(協議事項)

本契約はご利用者様への満足度の向上を目指すものであり、契約締結後において疑義が発生した場合には甲、乙間において誠意ある協議のうえ解決するものとします。

この契約の成立を証するため、甲乙丙署名押印のうえ本書 3 通を作成し甲、乙、丙がこれを所有する。

令和 年 月 日

甲（貸主）

住所 東京都板橋区舟渡一丁目 1 9 番 9 号

株式会社サンベスト東信

氏名 代表取締役 清田 明德 印

乙（入居者）

住所 _____ 印

氏名 _____ 印

（同居者）

住所 _____

氏名 _____ 印

丙（連帯保証人）

住所 _____

氏名 _____ 印

極度額 33,200円（基本サービス費の1か月分）